

新旧対照表（千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱施行要領の一部改正）

改 正 前	改 正 後
千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱施行要領	千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱施行要領
第 1 ・ 第 2 [略]	第 1 ・ 第 2 [略]
（標識の設置等）	（標識の設置等）
第 3 1 ～ 3 [略]	第 3 1 ～ 3 [略]
[新設]	<u>4 要綱第 5 条第 3 項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</u>
	<u>（1）第 1 項の規定に基づき設置した標識の設置状況（遠景）及び記載内容（近景）が確認できる写真</u>
	<u>（2）設置場所を明示した図面</u>
（計画の概要に係る説明事項）	（計画の概要に係る説明事項等）
第 4 1 [略]	第 4 1 [略]
[新設]	<u>2 説明に際しては、要綱第 4 条第 2 項第 2 号に掲げる書類を示さなければならない。</u>
[新設]	<u>3 事業主は、遺体保管所等の設置に関する事業計画を変更したときは、要綱第 6 条第 1 項の規定による説明を行った近隣関係住民等に対し、その旨を説明しなければならない。ただし、周辺の住環境が改善されるもの又は周辺の住環境に影響を及ぼさないものについては、この限りでない。</u>
（説明等報告書の提出）	（説明等報告書の提出）
第 5 要綱第 6 条第 3 項の規定による説明等報告書を提出する際は、 <u>説明等報告書に説明会等において説明した内容及び近隣関係住民等の意見を記録した書類並びに近隣関係住民等に配布した資料を添付するものとする。</u>	第 5 要綱第 6 条 <u>第 2 項</u> の規定による説明等報告書を提出する際は、 <u>次に掲げる書類を添付するものとする。</u>
	<u>（1）近隣関係住民等に配布した資料</u>
	<u>（2）第 2 条第 7 号ア又はイに規定する距離の範囲を示した付近状況図に説明等報告書（第二面）の番号を付番した図面</u>
（連絡会議）	（連絡会議）

第6 要綱第10条に規定する千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱連絡会議（以下この条において「連絡会議」という。）は、都市局建築部長及び協議関係課等の長により構成するものとする。ただし、会議の議題の内容によっては、その他の必要な者の参加を求めることができる。 2～5 [略] 第7 [略]	第6 要綱第11条に規定する千葉市遺体保管所等の設置、管理及び運営に関する指導要綱連絡会議（以下この条において「連絡会議」という。）は、都市局建築部長及び協議関係課の長により構成するものとする。ただし、会議の議題の内容によっては、その他の必要な者の参加を求めることができる。 2～5 [略] 第7 [略]
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。